

議案資料

議案1	令和4年産の需要に応じた米等の生産について	…P	1
議案2	令和4年産主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分について	…P	7
議案3	令和4年産主食用米の地域協議会間調整の実施について	…P	11
議案4	令和4年度石川県水田フル活用の基本的な考え方について	…P	15

令和4年産の需要に 応じた米等の生産について(案)

令和3年12月
石川県農業活性化協議会

目次

令和4年産の需要に応じた米等の生産について

- 1 需要に応じた米等の生産に関する基本的な考え方と仕組み1
- 2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法2
- 3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整3
- 4 水田フル活用の促進4
- 5 需要に応じた作付の推進に向けた産地交付金の活用5
- 6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割6

令和4年産の需要に応じた米等の生産について

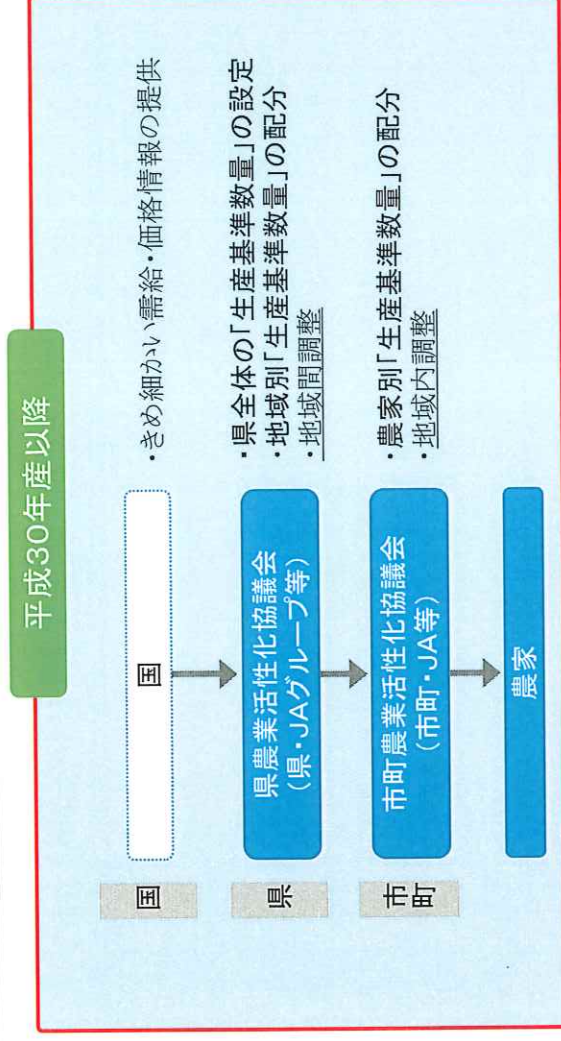
1 需要に応じた米等の生産に関する基本的な考え方と仕組み

○本県における基本的な考え方（平成29年3月24日県農業活性化協議会通常総会において決定）

- ・主食用米の需要減少が見込まれる中で、本県農業者の所得を確保するためには、県産米へのニーズに応えるための売れる米づくりに向けた取組を推進する一方、主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要。
- ・このため、県段階及び地域段階の農業活性化協議会を中心に、農業者、農業関係機関・団体、行政等が一体となつて、平成30年産以降も引き続き、需要に応じた主食用米の生産（需給調整）を基本に、麦、大豆、園芸作物、非主食用米等を適切に組み合わせた水田のフル活用の取組を進め、本県農業者の所得の確保を図る。
- ・国に対し全国段階における主食用米の需給バランスの確保を要望しつつ、生産者が取り組みやすく、現場に大きな混乱をきたさないよう、従来のスキームを基本とした仕組みを構築するとともに、全国段階での米需給や各県の動向を注視しながら、生産現場の意見等を踏まえて取組の見直しを行う。

○需要に応じた米等の生産の仕組み

- ・生産数量目標に代わる主食用米の「生産基準数量」を設定し、県段階から地域段階、地域段階から農家段階に提示し、基準数量以内の生産となるよう調整
- ・県協議会、地域協議会が連携し、需給調整に対する農家の理解が得られるよう働きかけるとともに、きめ細かな情報を提供



2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法

(1) 主食用米の「生産基準数量」の設定

- ・ 農業活性化協議会において、行政、生産者、販売業者など関係者の合意のもとで主食用米の「生産基準数量」を決定。
- ・ 主食用米の「生産基準数量」は、国の考え方も踏まえつつ、国が公表する本県需要実績に基づき設定。
- ・ 将来的な県産米の需要見込みを考慮した配分を見据え、地域や集荷業者等ごとの需要見込みの把握方法を検討。

本県における令和4年産主食用米の「生産基準数量」

区分	3年産	4年産	増減(4-3年産)
全国の生産量の見通し	693 万トン	675 万トン	▲ 18 万トン
本県の生産基準数量	115,980 トン	109,573 トン	▲ 6,407 トン
本県の予想収穫量 (作況100換算)	111,683 トン	109,573 トン	▲ 2,110 トン

・平成30～令和2年産の本県需要実績に、全国の生産量の見通しの減少率を勘案し、設定。

(参考：前年度)

区分	2年産	3年産	増減(3-2年産)
全国の生産量の見通し	708～717 万トン	693 万トン	▲15～24 万トン
本県の生産基準数量	119,342 トン	115,980 トン	▲ 3,362 トン

(2) 県協議会から地域協議会への配分

- ・ 主食用米の「生産基準数量」は、これまでと同様、水田台帳面積と1等米比率を基本として算定することとし、地域ごとの生産力の実態と乖離しないよう、水田台帳面積に主食用米の作付率を乗じることで作付実績を考慮する。

※作付率：主食用米の「生産基準数量」に対する作付面積（上限100%、7中5で算出）。作付率が高いほど配分数量が増える仕組み

(3) 地域協議会から認定方針作成者への配分

- ・ 地域の生産実態等を踏まえた地域独自の配分に配慮。

(4) 水田台帳面積の報告、作付実績の確認

- ・ 各市町は水田台帳面積を整備し、9月末までに県に報告。
- ・ 地域協議会が営農計画書に基づき、農業者ごとの主食用米の作付実績を確認し、7月末までに県協議会に報告。

※修正が必要となった場合は10月末までに報告

3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整

・主食用米の「生産基準数量」を遵守した上で主食用米の生産を最大限に行うため、基準数量の地域協議会内と地域協議会間の調整をきめ細かに実施することにより、需要に応じた主食用米の作付けを目指す。
→地域協議会間の調整は県協議会事務局が、地域協議会内の調整は地域協議会事務局が中心となり実施

・主食用米の「生産基準数量」の円滑な調整とともに需要のある作物の生産拡大に向けた取組を促す観点から、基準数量の出し手となる地域協議会に対して、調整数量（面積）に応じた産地交付金を配分。（5,000円/10a 第2回調整までの調整数量（面積）に応じて配分）

※出し手地域協議会は、上乗せ交付された産地交付金を主食用米以外の作物作付に対する産地交付金の財源の一部として活用

時期	県協議会	地域協議会
12月	主食用米の「生産基準数量」の配分 （県協議会⇒地域協議会） 来年产米の数量調整に係る意向調査の実施 （県協議会⇒地域協議会） 第1回地域協議会間調整会議 ・意向調査結果に基づく調整結果等 調整数量の通知 （県協議会⇒地域協議会）	地域内で前年产主食用米実作付等を踏まえた数量を報告 （地域協議会⇒県協議会） 主食用米の「生産基準数量」の配分 （地域協議会⇒農家）
1月～ 2月下旬	来年产米の数量調整に係る意向調査の実施 （県協議会⇒地域協議会）	地域協議会内調整の実施 （地域協議会⇄農家） 地域内で調整未了となった数量を報告 （地域協議会⇒県協議会）
3月上旬	第2回地域協議会間調整会議 ・意向調査結果に基づく調整結果等 調整数量の通知 （県協議会⇒地域協議会）	調整数量の通知 （地域協議会⇒農家）

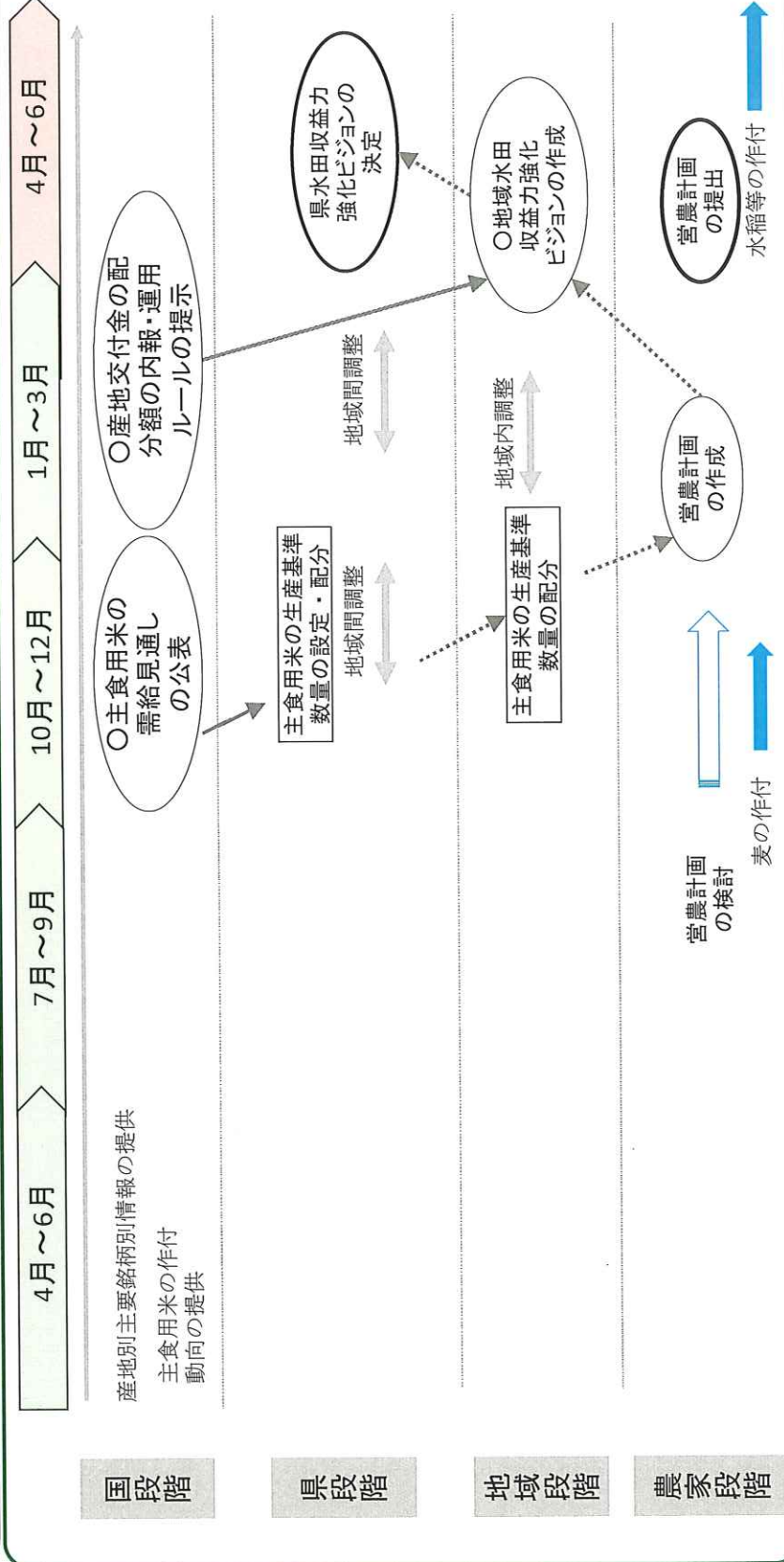
※過不足のない主食用米の作付けを図るため、3月上旬以降も可能な限り対応することとする。

4 水田フル活用の促進

・国の制度(転作作物への作付け助成等)を最大限活用することにより、実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を積極的に推進するとともに、水田の高度利用を促進することにより、水田農業の収益最大化を図る。

・麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、飼料用米、備蓄米、加工用米等の新規需要米の作付を推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を抑制する。

・需要に応じた作物の作付の推進に向け、引き続き県協議会・地域協議会段階の「水田収益力強化ビジョン」において、生産振興方針等を示す。



5 需要に応じた作付の推進に向けた産地交付金の活用

(1) 産地交付金の趣旨

・「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色ある産品の産地づくりに向けた取組を支援するもの。

- ・ 都道府県や地域協議会が対象作物、助成水準等を設定するもの（戦略作物の作付等に応じて県が地域協議会に財源を配分するもの）。
- ・ 国が指定する取組に対し、当年の実績に応じて都道府県に配分するもの。

(2) 県における配分方法(案)

- ・ 県設定：①園芸4品目の新規作付増反面積、②麦、大豆、非主食用米、園芸4品目等の二毛作面積、③麦・大豆の収量向上の取組(土づくり・排水対策)面積に応じて交付。
- ・ 地域配分：①麦、大豆を基幹作とした水田の高度利用面積、②耕畜連携面積、③生産基準数量地域間調整の出し手面積、④旧従来枠シェア、⑤麦、大豆、産地戦略作物等における総作付面積のシェアに応じて配分。

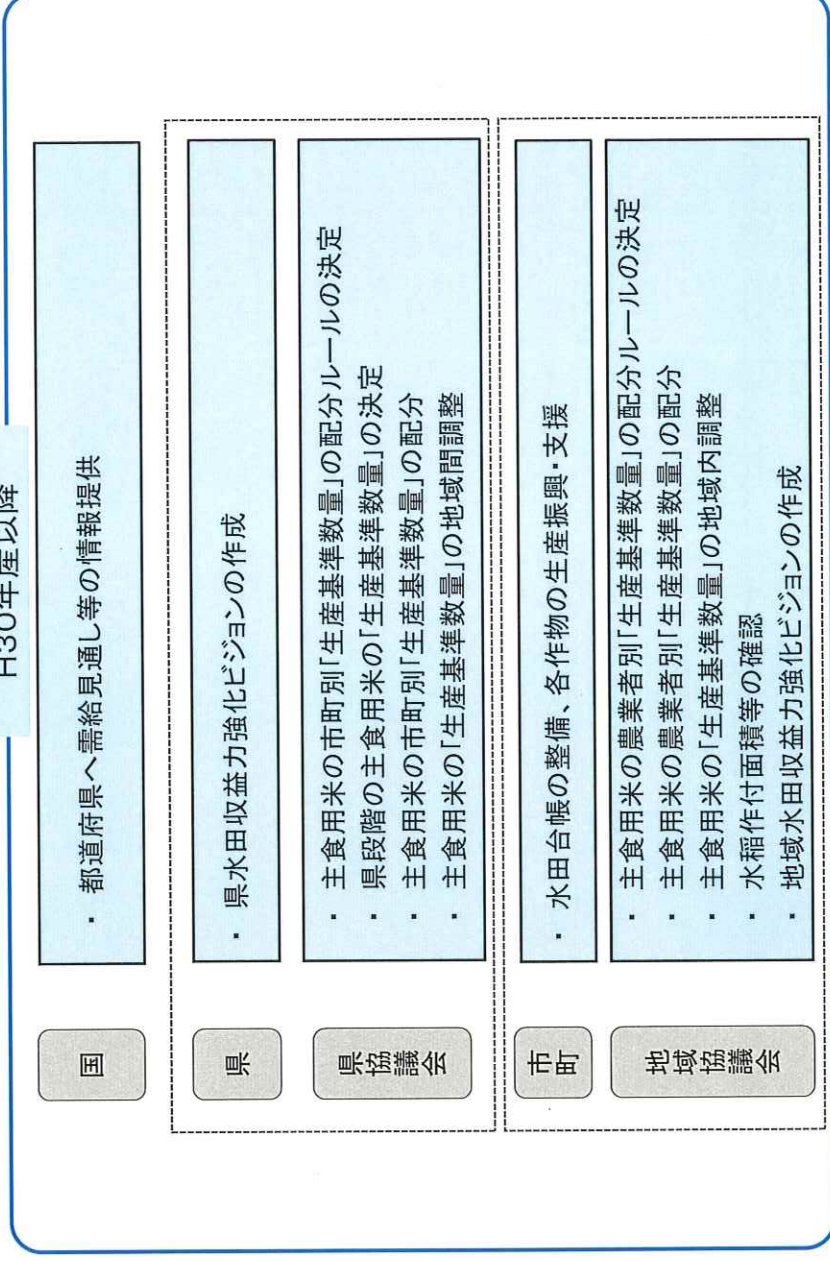
(3) 配分等のスケジュール(予定)

- ・ 1月中旬 国からの産地交付金の配分額の内報・運用ルールの提示
- ・ 1月下旬 産地交付金の配分案の作成(県協議会)
- ・ 2月上旬 地域協議会・農家からの意見聴取
- ・ 3月中旬 県農業活性化協議会において、産地交付金の配分を決定

6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割

- (1) 県農業活性化協議会（県、JAグループ、生産者、消費者団体等）
 - ・主食用米の「生産基準数量」の検討など米政策に係る重要事項の審議を行うため、協議会内に地域農業活性化協議会により構成する米政策部会を設置（29年5月設置）。
- (2) 地域農業活性化協議会（市町、JA、生産者、消費者団体等）
 - ・地域の農業振興の基本となる水田収益力強化ビジョンを検討するため、地域の幅広い担い手農家や集荷業者・団体等の参画に配慮。
- (3) 担い手農家等の意向を踏まえた制度運営
 - ・県協議会・地域協議会において、石川県農業法人協会やいしかわ農業振興協議会等の担い手農家等と意見交換を実施し、それらの意を踏まえた制度運営に配慮。
- (4) 運営体制の維持・強化
 - ・国の事務費予算の確保を要望。

H30年産以降



令和4年産主食用米の生産基準数量の設定および地域協議会への配分（案）

1 本県における生産基準数量の設定

109,573トン

(1) 背景

令和元年産以降の本県生産基準数量は、本県需要量をベースに全国の主食用米生産量の見通し(以下、適正生産量という)の減少傾向を反映させて設定している。

(2) 設定方法

平成30年～令和2年の石川県産米の需要量(3カ年平均)

116,928トン・・・①

平成30年～令和2年の全国の適正生産量等(3カ年平均)

7,203,333～7,260,000トン・・・②

令和4年産 全国の適正生産量

6,750,000トン・・・③

適正生産量の減少率(1-③/②)

6.29～7.02%・・・④

参考	石川県(t)			全国(万t)		
	需要量	基準数量	生産実績	需要量	適正生産量	生産実績
平成30年産	116,573	120,996	120,400	734.6	735	733
平成31年産	122,826	120,996	120,800	714.4	718~726	726
令和2年	111,384	119,342	119,800	704.0	708~717	723
令和3年	—	115,980	112,800	702~706	693	701
令和4年	—	109,573	—	—	675	—

適正生産量の減少を勘案した本県の生産基準数量(①×(1-④))

108,720～109,573トン

全国の需給見通し等の減少を勘案した結果、上記のとおりとなるが、令和4年産米の生産基準数量は、需給環境の安定に配慮しつつ、本県の戦略作物等(麦、大豆、非主食用米 他)を含めた生産実態を踏まえ、109,573トンとする。

区分	3年産	4年産	増減(4-3年産)
全国の生産量の見通し	693 万トン	675 万トン	▲ 18 万トン
本県の生産基準数量	115,980 トン	109,573 トン	▲ 6,407 トン -5.52%
本県の生産量実績 (作況100換算)	111,683 トン	109,573 トン	▲ 2,110 トン -1.89%

参考

区分	3年産	4年産	増減(4-3年産)
本県の生産基準数量 (面積換算)	22,315 ha	20,957 ha	▲ 1,358 ha -6.09%
本県の作付け面積	21,400 ha	20,957 ha	▲ 443 ha -2.07%

2 地域協議会別生産基準数量の配分

(1) 生産基準数量の配分方針

県協議会から地域協議会に対する生産基準数量の配分については、これまでの生産数量目標の市町への配分と同様、本県における生産基準数量のうち、90%を市町から報告のあった見直し後の水田面積、10%をコシヒカリの1等米比率を基本として算定。ただし、作付実績を考慮するため、水田面積に主食用米の作付率（7年中5）を乗じて算定する。

(2) 地域協議会別生産基準数量の算定方法

① 本県における生産基準数量 = (A)

② 教育・試験研究機関（以下「教育機関等」という）における水稲作付予定面積を、該当協議会の基準単収で数量に換算し、当該数量(B)を本県における生産基準数量から控除

$$\text{生産基準数量 (A)} - (B) = (C)$$

③ 水田面積に基づく配分

$$(C) \times \frac{\text{地域協議会別の米生産可能数量 (※3)}}{\text{県全体の米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times 90\% = (D)$$

(※3) 地域協議会別水田面積 × 地域協議会別基準単収

④ コシヒカリの1等米比率に基づく配分

$$(C) \times \frac{\text{地域協議会別の1等米生産可能数量 (※4)}}{\text{県全体の1等米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times 10\% = (E)$$

(※4) 地域協議会別水田面積 × 地域協議会別基準単収 × 地域協議会別1等米比率

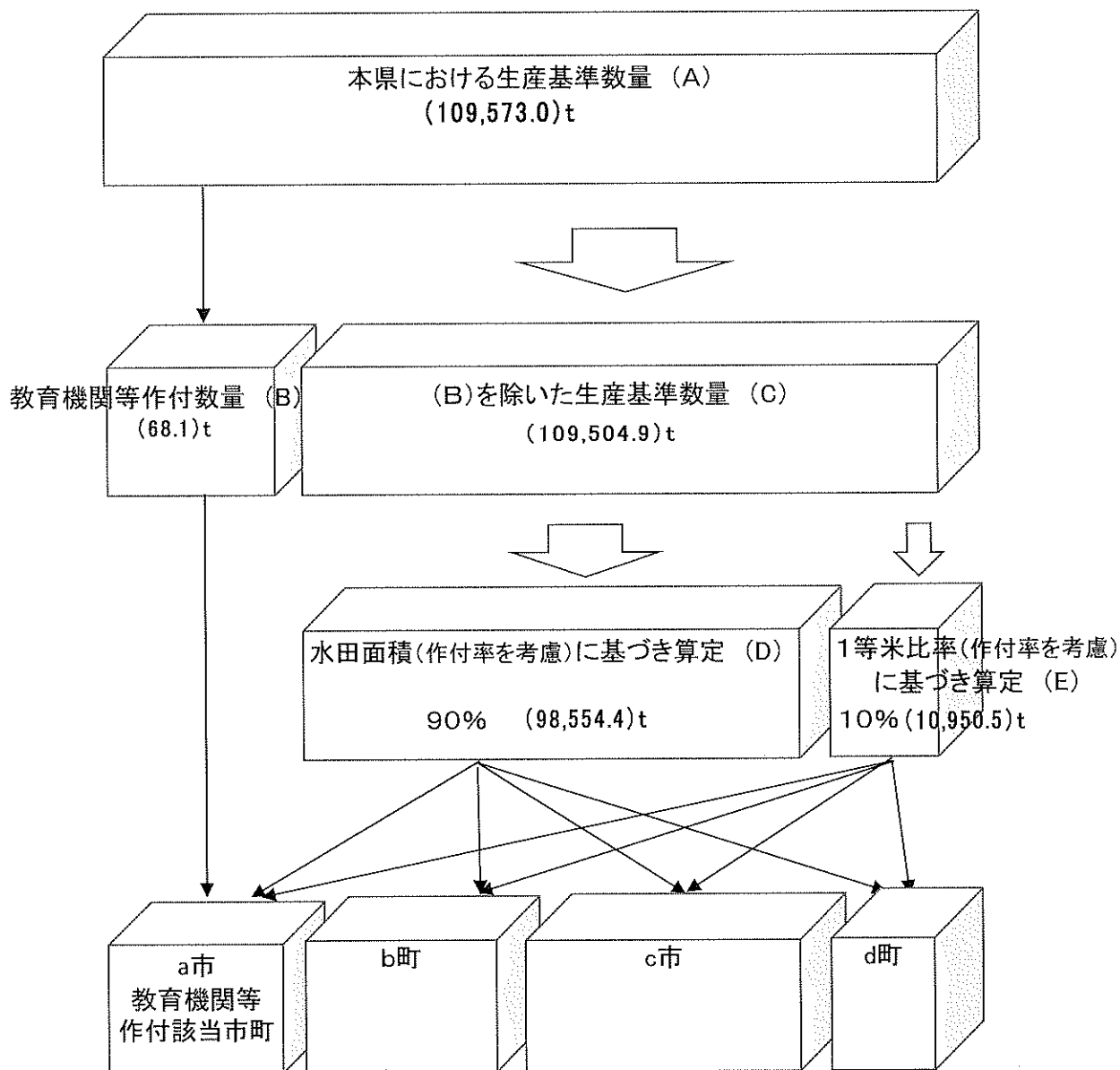
⑤ 地域協議会別配分数量 = (D) + (E)

⑥ 上記②で控除した数量 (B) を作付けが行われる地域協議会へ算入

3 生産基準数量達成への取組

県産米の需要に応えるべく、各地域協議会は生産基準数量を最大限作付できるよう取り組むこととする。
なお、地域協議会の生産基準数量を超える場合、政府備蓄米への売渡しを行うこととする。
(地域協議会別の政府備蓄米売渡数量は生産基準数量の外数で別途設定)

【算定イメージ】地域協議会別生産基準数量の配分方法



＜ 算定の基礎となる指標 ＞

- (1) 水田面積
地域協議会毎の水田面積を基に前年度の出入り作面積を加除して算定
- (2) 作付率
地域協議会毎の生産基準数量に対する主食用米の作付面積の割合を直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定。
- (3) 1等米比率
地域協議会毎の直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定

令和4年産主食用米の地域協議会別生産基準数量(案)

(トン、ha)

協議会名	4年産当初		3年産当初		3年産当初との差	
		面積換算		面積換算		面積換算
加賀市	10,481.8	1,944.7	10,859.5	2,026.0	▲ 377.7	▲ 81.3
小松市	11,970.8	2,229.2	12,420.6	2,330.3	▲ 449.8	▲ 101.1
能美市	5,620.5	1,033.2	5,859.4	1,083.1	▲ 238.9	▲ 49.9
川北町	2,714.1	482.1	2,799.1	498.9	▲ 85.0	▲ 16.8
白山市	15,144.5	2,694.8	15,712.7	2,815.9	▲ 568.2	▲ 121.1
野々市市	886.5	158.0	1,055.8	189.2	▲ 169.3	▲ 31.2
金沢市	10,416.1	1,936.1	11,014.6	2,058.8	▲ 598.5	▲ 122.7
河北郡市	7,643.1	1,440.3	8,002.8	1,516.6	▲ 359.7	▲ 76.3
うち津幡町	4,666.9	875.6	4,914.6	927.3	▲ 247.7	▲ 51.7
うち内灘町	204.8	39.8	216.9	42.4	▲ 12.1	▲ 2.6
うちかほく市	2,771.4	524.9	2,871.3	546.9	▲ 99.9	▲ 22.0
羽咋市	6,966.4	1,358.0	7,285.1	1,417.3	▲ 318.7	▲ 59.3
宝達志水町	4,255.4	827.9	4,518.2	879.0	▲ 262.8	▲ 51.1
志賀町	7,407.0	1,460.9	7,775.0	1,539.6	▲ 368.0	▲ 78.7
中能登町	4,933.3	988.6	5,105.9	1,029.4	▲ 172.6	▲ 40.8
七尾市	8,558.7	1,746.7	9,226.3	1,886.8	▲ 667.6	▲ 140.1
穴水町	1,584.5	340.0	1,779.3	382.6	▲ 194.8	▲ 42.6
輪島市	4,017.2	842.2	4,904.7	1,032.6	▲ 887.5	▲ 190.4
能登町	3,431.0	737.8	3,841.0	829.6	▲ 410.0	▲ 91.8
珠洲市	3,542.1	736.4	3,820.0	799.2	▲ 277.9	▲ 62.8
県計	109,573.0	20,956.9	115,980.0	22,314.9	▲ 6,407.0	▲ 1,358.0

令和4年産地域協議会間調整の実施について（案）

1. 趣旨

国から提供された需給見通しに基づき、石川県農業活性化協議会（以下、「県協議会」という。）が設定し、地域農業活性化協議会（以下、「地域協議会」という。）に配分した「主食用米の生産基準数量」（以下、「生産基準数量」という。）について、基準数量内で過不足のない作付けを行うため、地域協議会間の調整を実施する。

2. 調整方法

(1) 調整窓口

県協議会及び地域協議会が窓口となり地域協議会間調整を行う。

(2) 意向の確認と数量調整

県協議会は、基準数量について、地域協議会に対して意向調査を実施し、各地域協議会からの希望調整数量をとりまとめ、数量調整を行う。

(3) 意向調査実施時期

第1回 令和3年12月13日（月）～12月15日（水）

第2回 令和4年1月24日（月）～2月25日（金）

(4) 調整対象

地域協議会から申出のあった数量について調整する。

第1回の意向調査は、各地域協議会による令和4年産当初配分に対応するため、令和4年産当初配分数量の面積換算値と過年度の主食用水稲実作付面積等を比較・検討したうえで、調整希望数量を申し出るものとする。

第2回の意向調査については、地域協議会内で調整した結果、調整できない数量がある場合に申し出るものとする。

なお、第1回意向調査で縮小希望を出した協議会が、第2回意向調査で拡大希望を申し出た場合は、第1回の縮小希望数量を上限に他の協議会に優先して調整する。

(5) 調整促進措置

調整促進措置として、基準数量の出し手地域協議会に対して、調整分の面積に応じて、転換作物拡大分として10a当たり5千円の産地交付金を交付する。

ただし、第2回の調整後に実施する調整については、出し手地域協議会への産地交付金の交付は行わない。

(6) 調整数量の計算方法

① 拡大希望数量が縮小希望数量を超える場合

縮小希望地域協議会に対して、申出数量全量を縮小することとし、拡大希望地域協議会に対して、次の方法によって計算した数量により配分する。

(計算式)

$$\text{縮小希望合計} \times \frac{\text{対象となる地域協議会毎の4年産当初配分数量}}{\text{対象となる地域協議会の4年産当初配分数量の合計}}$$

② 縮小希望数量が拡大希望数量を超える場合

上記①の計算によらず、縮小希望協議会の申出数量全量を縮小し、拡大希望協議会へ申出数量を配分する。

なお、縮小希望数量と拡大希望数量の差分については、地域協議会間調整における県留保分とする。

③ 縮小希望数量又は拡大希望数量が無い場合

縮小希望協議会が無く拡大希望協議会がある場合又は、拡大希望協議会が無く縮小希望協議会がある場合は、申出数量全量を調整未了とする。

なお、地域協議会間調整で県留保分があり、第2回以降で拡大希望協議会がある場合は、上記①の計算方法により、拡大希望協議会の申出数量全量を対象に県留保分の配分を行う。

また、第2回以降で拡大希望協議会が無い場合、縮小希望協議会があっても申出数量全量を調整未了とし、県留保分は第2回までの地域協議会間調整における縮小希望協議会の申出数量に基づき按分した数量を返還する。ただし、第2回までに数量調整された県留保分については、産地交付金を交付する。

(7) 調整の留意事項

地域協議会間調整は、基準数量を順守する地域協議会をもって調整する。

調整未了となった場合には、創意工夫により、全地域協議会での生産調整達成に努めることとする。

(8) 第2回の調整後の数量調整

第2回の調整後、新たな縮小希望数量が明らかに発生することが見込まれる場合は、調整可能な期間内に限り本調整方法に準じて数量調整を行う。

3. 地域協議会間調整数量の決定・通知・報告

地域協議会間調整会議を開催し、調整数量を決定する。

地域協議会間調整会議は、県協議会事務局会議をもってあてることとし、調整結果は地域協議会へ通知するとともに、県協議会総会に報告する。

4. 地域協議会間調整スケジュール

- ① 12月13日（月）～12月15日（水） 令和4年産の第1回意向調査の実施
- ② 12月16日（木）～
 - 地域協議会間調整会議の開催
 - ・意向調査結果と数量調整
 - ・対象地域協議会への通知
- ③ 1月24日（月）～2月25日（金） 令和4年産の第2回意向調査の実施
- ④ 3月上旬
 - 地域協議会間調整会議の開催
 - ・意向調査結果と数量調整
 - ・対象地域協議会への通知
- ⑤ 3月中旬
 - 第3回県協議会通常総会における調整結果報告

<参考> 拡大希望が多い場合の数量調整の配分方法の変更点

令和3年度		令和4年度	
① 該当地域毎の3年産当初配分数量 該当地域の3年産当初配分数量の合計	50 %	100 %	該当地域毎の4年産当初配分数量 該当地域の4年産当初配分数量の合計
② 該当地域の 2年産作付面積からの減少数量 ※① 該当地域の3年産当初配分数量の合計	50 %		<理由> 3年産については、基準数量からの深堀に取り組んだ協議会が多く、②の場合、取り組んだことにより、追加配分が減少することが懸念されるため。

※①：2年産主食用水稻作付面積の数量換算値－3年産当初配分数量

令和4年度石川県水田フル活用の基本的な考え方（案）

石川県農業活性化協議会

令和2年産の全国の主食用米生産量は、適正生産量を6～15万トン上回り、更に、新型コロナウイルス禍（以下、コロナ禍）による需要減少が加わり、令和2年産米価はコロナ禍前の平成30年産を下回る水準となっている。

そうした状況を踏まえ、令和3年産の全国の主食用米作付面積は、国が示す水準に近いものになったものの、作況の影響等もあり、適正生産量を8万トン上回る生産量となる見込みである。更に、前年からコロナ禍によって積みあがった在庫の影響により、令和3年産米価は、今後も全国的に低い水準で推移することが懸念されている。

これらの状況を踏まえると、今後も主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要であり、引き続き主食用米の需給調整の取組を推進するとともに、県・生産者団体・市町が一体となり水田のフル活用を進めることで、水田農業の収益最大化と農業生産力の維持強化を図ることとする。

- 1 主食用米については、需給環境の安定に配慮しつつ、需要に応じた生産を基本に、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行う。

『うまい・きれい石川米づくり+1運動』の展開を通じて、品質の向上に努めるとともに、省力・低コスト技術等の導入により収益性向上を図る。

- 2 実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い野菜などの産地戦略作物の作付拡大と産地育成を中心に進めるとともに、水田の高度利用を促進することにより、農家所得の最大化を図る。

- ① 麦・大豆については、団地化や2年3作体系の導入により、作付を拡大するとともに、排水対策や土づくりの取組を強化し、収量の増大・安定化を推進する。
- ② 産地戦略作物については、機械化が可能であり、水田で生産しやすい野菜の作付を拡大するとともに、今後さらに需要増が見込まれる加工用野菜の産地化を推進する。

- 3 水稻以外の作付けが困難な地域においては、飼料用米のほか、加工用米、備蓄米、輸出用米並びに米粉用米を需要に応じて生産し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を解消する。

- ① 飼料用米は、多収品種の作付推進等により、収量向上に取り組む。
- ② 加工用米、備蓄米、米粉用米は、事前契約により出来秋の価格に左右されず、経営の安定に繋がることから、引き続き生産に取り組む。
- ③ 輸出用米は、他の非主食用米並の所得確保を前提に生産拡大を図る。

参 考 资 料

令和4年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(数量)

市町名	4年産当初 ①	3年産当初 ②	3年産との差 当初比較	
			③=①-②	増減率 ④=③/②
	t	t	t	%
加賀市	10,481.8	10,859.5	▲ 377.7	▲ 3.5
小松市	11,970.8	12,420.6	▲ 449.8	▲ 3.6
能美市	5,620.5	5,859.4	▲ 238.9	▲ 4.1
川北町	2,714.1	2,799.1	▲ 85.0	▲ 3.0
白山市	15,144.5	15,712.7	▲ 568.2	▲ 3.6
うち翠星高校	17.4	17.3	0.1	0.6
野々市市	886.5	1,055.8	▲ 169.3	▲ 16.0
うち県立大学	5.4	5.3	0.1	1.9
金沢市	10,416.1	11,014.6	▲ 598.5	▲ 5.4
うち県農業試験場	45.3	45.1	0.2	0.4
河北郡市	7,643.1	8,002.8	▲ 359.7	▲ 4.5
うち津幡町	4,666.9	4,914.6	▲ 247.7	▲ 5.0
うち内灘町	204.8	216.9	▲ 12.1	▲ 5.6
うちかほく市	2,771.4	2,871.3	▲ 99.9	▲ 3.5
羽咋市	6,966.4	7,285.1	▲ 318.7	▲ 4.4
宝達志水町	4,255.4	4,518.2	▲ 262.8	▲ 5.8
志賀町	7,407.0	7,775.0	▲ 368.0	▲ 4.7
中能登町	4,933.3	5,105.9	▲ 172.6	▲ 3.4
七尾市	8,558.7	9,226.3	▲ 667.6	▲ 7.2
穴水町	1,584.5	1,779.3	▲ 194.8	▲ 10.9
輪島市	4,017.2	4,904.7	▲ 887.5	▲ 18.1
能登町	3,431.0	3,841.0	▲ 410.0	▲ 10.7
珠洲市	3,542.1	3,820.0	▲ 277.9	▲ 7.3
計	109,573.0	115,980.0	▲ 6,407.0	▲ 5.5

令和4年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(面積換算)

市町名	4年産当初 ①	3年産当初 ②	3年産との差 当初比較		3年産実績 ⑤	3年産との差 実績比較	
			③=①-②	増減率 ④=③/②		⑥=①-⑤	増減率 ⑦=⑥/⑤
加賀市	1,944.7	2,026.0	▲ 81.3	▲ 4.0	1,933.0	11.7	0.6
小松市	2,229.2	2,330.3	▲ 101.1	▲ 4.3	2,249.0	▲ 19.8	▲ 0.9
能美市	1,033.2	1,083.1	▲ 49.9	▲ 4.6	1,072.0	▲ 38.8	▲ 3.6
川北町	482.1	498.9	▲ 16.8	▲ 3.4	483.0	▲ 0.9	▲ 0.2
白山市	2,694.8	2,815.9	▲ 121.1	▲ 4.3	2,650.0	44.8	1.7
うち翠星高校	3.1	3.1	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0
野々市市	158.0	189.2	▲ 31.2	▲ 16.5	185.0	▲ 27.0	▲ 14.6
うち県立大学	1.0	1.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
金沢市	1,936.1	2,058.8	▲ 122.7	▲ 6.0	1,976.0	▲ 39.9	▲ 2.0
うち県農業試験場	8.4	8.4	0.0	0.0	8.4	0.0	0.0
河北郡市	1,440.3	1,516.6	▲ 76.3	▲ 5.0	1,543.0	▲ 102.7	▲ 6.7
うち津幡町	875.6	927.3	▲ 51.7	▲ 5.6			
うち内灘町	39.8	42.4	▲ 2.6	▲ 6.1			
うちかほく市	524.9	546.9	▲ 22.0	▲ 4.0			
羽咋市	1,358.0	1,417.3	▲ 59.3	▲ 4.2	1,409.0	▲ 51.0	▲ 3.6
宝達志水町	827.9	879.0	▲ 51.1	▲ 5.8	844.0	▲ 16.1	▲ 1.9
志賀町	1,460.9	1,539.6	▲ 78.7	▲ 5.1	1,445.0	15.9	1.1
中能登町	988.6	1,029.4	▲ 40.8	▲ 4.0	1,055.0	▲ 66.4	▲ 6.3
七尾市	1,746.7	1,886.8	▲ 140.1	▲ 7.4	1,808.0	▲ 61.3	▲ 3.4
穴水町	340.0	382.6	▲ 42.6	▲ 11.1	302.0	38.0	12.6
輪島市	842.2	1,032.6	▲ 190.4	▲ 18.4	982.0	▲ 139.8	▲ 14.2
能登町	737.8	829.6	▲ 91.8	▲ 11.1	763.0	▲ 25.2	▲ 3.3
珠洲市	736.4	799.2	▲ 62.8	▲ 7.9	757.0	▲ 20.6	▲ 2.7
計	20,956.9	22,314.9	▲ 1,358.0	▲ 6.1	21,456.0	▲ 499.1	▲ 2.3

※地域の3年産実績面積は農水省公表値

令和4年産米の配分に係る市町別基準単収

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙第1の第5の2の(3)の地域の合理的な単収)

	4年産米配分 基準単収 (kg/10a) ①	3年産米配分 基準単収 (kg/10a) ②	基準単収の増減 (kg/10a) ③=①-②
加 賀 市	539	536	3
小 松 市	537	533	4
能 美 市	544	541	3
川 北 町	563	561	2
白 山 市	562	558	4
野 々 市 市	561	558	3
金 沢 市	538	535	3
津 幡 町	533	530	3
内 灘 町	515	511	4
か ほ く 市	528	525	3
羽 咋 市	513	514	▲ 1
宝 達 志 水 町	514	514	0
志 賀 町	507	505	2
中 能 登 町	499	496	3
七 尾 市	490	489	1
穴 水 町	466	465	1
輪 島 市	477	475	2
能 登 町	465	463	2
珠 洲 市	481	478	3

(注) 基準単収は、地域協議会毎の単収（農林水産統計の直近7年中最高と最低を除いた5年平均）に農林水産統計の加賀・能登別の平年単収に整合するよう補正して算定

報告資料

地域農業活性化協議会等（市町、JA、農家）からの主な意見と県農業活性化協議会としての考え方

意見交換会の日程：令和3年11月9日、11日、16日、24日

NO	地域農業活性化協議会等からの主な意見	県農業活性化協議会としての考え方
1	全国レベルでみて、国の指針に近い作付け面積を達成したのにも関わらず米価下落を抑えられなかった。米価下落を抑えられるような生産基準数量を示して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・県農業活性化協議会においては、国が示す本県の米需要量等に基づいて地域農業活性化協議会ごとの生産基準数量を設定しており、引き続き米価下落の防止に向けた需給バランスの確保に努めていきたい。 ・県協議会から地域協議会に生産基準数量を配分した上で、認定方針作成者（JAや農家、生産出荷団体等）以下への配分方法は各地域協議会が実態に応じ設定することが可能である。今後、地域協議会とも相談してまいりたい。
2	自社で生産から販売まで行っており、自社で需要を確保している。	
3	有機栽培は主食用米の生産量の抑制につながることから、もっと取組を評価すべきではないか。	
4	生産基準数量を面積に換算して配分しているが、農家の生産量を把握した上で数量で配分すべきではないか	
5	麦・大豆について、大規模農家はこれ以上拡大すると作業が追い付かなくなるため難しい。小さい農家は機械を購入することができないため新たに始めるのが難しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト」など機械・施設の整備に対する助成制度があるので、積極的に活用して欲しい。 ・麦・大豆の収量向上には、排水対策の徹底や適期の播種や防除が不可欠であり、農林総合事務所やJAにおいて指導を行っているので相談願いたい。
6	大豆を増やしたいが、乾燥施設等がもう限界。	
7	機械や施設が整えば、麦・大豆に新規に取組む農家はいるだろう。	
8	以前、麦・大豆に挑戦したが、湿田地帯で収量が低く定着しなかった。ある程度面積が確保できる集落営農なら興味を持つかもしれない。	
9	加工用米の取組は実需者との契約が前提であり、単純には増やせない。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内には実需者が少ないため、国が行っているマッチングイベントや全農スキームを積極的に活用して欲しい。また、県協議会としても、今後何か情報があれば提供していきたい。
10	飼料用米や輸出用米に取り組みたいが、自分で販路を確保するのが難しいので、マッチングして欲しい。	
11	全農スキーム（全国流通）ならば農家が販路を確保する必要がないので、兼業農家も積極的に転作に取り組んで欲しい。	
12	産地交付金について、飼料用米の複数年契約に係る追加交付のメニューが無くなるのは困る。	<ul style="list-style-type: none"> ・産地交付金の対象作物や助成水準については、対象作物の作付け意向や他の助成制度の内容を踏まえて検討したい。
13	輸出米への支援をもっと手厚くすべきではないか。	
14	アスパラガスやカボチャなど地域特有の野菜を拡大していきたい。	
15	経営判断により、飼料用米作付けの意向が高まっている。	
16	飼料用米に取り組みにあたり、採算をとるための生産コストを下げる取組が重要になる。	<ul style="list-style-type: none"> ・低コスト化に向けた栽培技術や品種選定等について、農林総合事務所やJAに相談願いたい。
17	加工用米は、作況により大きく増減があり、足りなくなる年もあれば余る年もある。米を融通できるネットワークの構築が必要だ。	<ul style="list-style-type: none"> ・国の制度に関わるものであり、国に報告したい。
18	水田リノベーション事業で輸出米を増やす試みをしたが、足元を見られ、助成金が増えた分買い取り価格を下げられた。	
19	県農業活性化協議会に、当事者である担い手農家を多数参加させるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・県協議会には農家を代表して農業振興協議会、農業法人協会の代表者に、地域協議会には方針作成者である農家に参加していただいているところ。 ・今後とも、担い手農家の意見を伺う機会を積極的に設けたい。
20	米業界にとって大きな転換の時期にあり、本県における米生産のあり方を見直すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な指摘であり、どういった場で検討するかも含め、検討したい。